

旭川医科大学情報セキュリティ委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野 丈夫

旭川医科大学情報セキュリティ委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学情報セキュリティ委員会規程（平成16年旭医大達第138号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1) 学長が指名する副学長又は学長補佐</p> <p>(2) 図書館長</p> <p>(3) 情報基盤センター長</p> <p>(4) 教育研究推進センター長</p> <p>(5) 経営企画部長</p> <p>(6) 遠隔医療センター長</p> <p>(7) <u>事務局次長（総務・教務担当）</u></p> <p>(8) <u>事務局次長（病院担当）</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(9)</u> 情報基盤センター運営委員会規程第3条第1項のうち第6号から第9号及び11号に定める委員</p>	<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1) 学長が指名する副学長又は学長補佐</p> <p>(2) 図書館長</p> <p>(3) 情報基盤センター長</p> <p>(4) 教育研究推進センター長</p> <p>(5) 経営企画部長</p> <p>(6) 遠隔医療センター長</p> <p>(7) <u>総務部長</u></p> <p>(8) <u>病院事務部長</u></p> <p>(9) <u>教務部長</u></p> <p><u>(10)</u> 情報基盤センター運営委員会規程第3条第1項のうち第6号から第9号及び11号に定める委員</p>

(10) その他委員長が必要と認めた者
(略)

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、図書館情報課が関係課等の協力を得て処理する。

(略)

附 則

この規程は、令和3年8月23日から施行し、改正後の旭川医科大学情報セキュリティ委員会規程は、令和3年4月1日から適用する。

【改正理由】

令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。

(11) その他委員長が必要と認めた者
(略)

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教務部図書館情報課が関係部課等の協力を得て処理する。

(略)